

## 鳥取県オンライン学習受講促進事業実施要領

### (趣旨及び目的)

第1条 本要領は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県内企業等の業態転換、事業多角化及びデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進や求職者の学び直しやリスキリング等を通じた就業を支援するために実施するオンライン学習受講促進事業（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 本事業において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するとおりとする。

- (1) オンライン学習 オンライン動画学習プラットフォーム「Udemy Business」（以下「UB」という。）をいう。
- (2) 受講ライセンス UBを受講するための権限（鳥取県が契約しているものに限る。）をいう。
- (3) 受講アカウント UBを利用するための登録をいう。
- (4) 学習管理システム UBに付属する学習状況の進捗状況の把握、学習履歴の確認等ができるサービスをいう。
- (5) サポート事業者 求職者に対し、UBの受講環境の提供、受講管理及び就職支援業務を県から受託した事業者をいう。
- (6) 総合管理者 UBの受講環境の提供、受講者の学習状況の把握その他本事業全体の管理を行う者をいう。
- (7) グループ管理者 受講企業内又はサポート事業者において、自社の従業員又はサポート業務の対象となる求職者に対し、UBの受講支援を行う者をいう。
- (8) 受講者 UBを受講する企業の従業員（グループ管理者を含む。）又は求職者をいう。

### (受講ライセンス区分)

第3条 本事業では、以下の受講ライセンスを交付する。

- (1) 企業向けオンライン学習受講促進事業（以下「企業向け事業」という。）に必要となるライセンス（以下「企業向けライセンス」という。）
- (2) 求職者向けオンライン学習受講促進事業（以下「求職者向け事業」という。）に必要となるライセンス（以下「求職者向けライセンス」という。）

### (受講ライセンスの交付)

第4条 企業向けライセンスは、鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課長（以下「産業人材課長」という。）が交付する。

2 求職者向けライセンスは、次の者が交付する。

- (1) 産業人材課長
- (2) サポート事業者（サポート業務の対象となる求職者への交付に限る。）

3 受講ライセンスは無料で交付する。

### (受講ライセンスの有効期限及び取り消し)

第5条 本事業におけるUBの受講ライセンスの有効期限は最長3か月とする。

2 ライセンスは、有効期限を経過したとき自動的に失効する。

3 産業人材課長及びサポート事業者は、次のいずれかに該当する場合、ライセンスを取り消すことができる。

- (1) 受講状況が著しく悪く、受講計画の達成が困難であると認められる場合
- (2) 受講アカウントを第三者に譲渡し、又は利用させた場合
- (3) 受講アカウントを複数の個人で共有した場合
- (4) Udemy利用規約その他Udemy社が提示する条件の違反が認められる場合
- (5) その他本実施要領の定める内容に該当しないと認められる場合

(総合管理者)

第6条 本事業の実施に当たっては、鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課（以下「産業人材課」という。）内に受講アカウント等に関する管理者（以下「総合管理者」という。）を置くこととする。

2 総合管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 企業向けライセンスのアカウント登録に関すること。
- (2) グループ管理者の登録に関すること。
- (3) 受講者の学習履歴の集計等に関すること。
- (4) その他本事業の実施に当たり必要となること。

(グループ管理者)

第7条 本事業の実施に当たっては、受講企業内及びサポート事業者内にグループ管理者を置くこととする。

2 受講企業のグループ管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 自社の従業員に対する受講アカウントの登録に関すること。
- (2) 自社の従業員の学習状況の管理やラーニングパスの提供に関すること。
- (3) その他自社の従業員がUBを受講するに当たり必要となること。

3 サポート事業者のグループ管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) サポート業務の対象となる求職者に対する受講ライセンスの交付に関すること。
- (2) サポート業務の対象となる求職者の受講アカウントの登録に関すること。
- (3) サポート業務の対象となる求職者の学習状況の管理やラーニングパスの提供に関すること。
- (4) その他サポート業務の対象となる求職者がUBを受講するに当たり必要となること。

(受講ライセンスの交付対象)

第8条 企業向けライセンスの交付対象となる企業は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 交付申請日において鳥取県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設を有する者であること。
- (2) 製造業、宿泊業・飲食サービス業、卸売業・小売業、運輸業、郵便業（うち鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業）、情報通信業に属する事業を行う者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）及び鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準じる者として法令その他に定める者のいずれにも該当しない者であること。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
- (5) 将来にわたって（3）のいずれにも該当しないこと及び（4）のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。

2 求職者向けライセンスの交付対象となる求職者は、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 交付申請日において鳥取県内に在住している者であること。
- (2) 鳥取県内に就職を希望する者（交付申請日に会社等に在職している場合は、UBの受講期間終了時点で、転職やキャリアチェンジを行うことが見込まれる者を含む。）であること。
- (3) 受講期間を通じて、計画的にオンライン学習を受講する意欲を有している者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）及び鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）に定める暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、その他これらに準じる者として法令その他

に定める者のいずれにも該当しない者であること。

- (5) 自ら又は第三者を利用して、本事業に関して、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計又は威力を用いて業務を妨害し、若しくは信用を毀損する行為、又は法的な責任を越えた不当な要求行為、その他これらに準じる行為をしない者であること。
  - (6) 将来にわたって(4)のいずれにも該当しないこと及び(5)のいずれの行為もしないことを確約できる者であること。
- 3 求職者向けライセンスは、前項に該当する者であっても、次に掲げるものには交付しないこととする。

- (1) 高等学校、専修学校、大学・大学院、短期大学及び高等専門学校に在学中の学生（通信制課程在学者は除く。）
- (2) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第37条の規定による傷病手当又は疾病又は傷病等を理由に給付される手当等を受給しており、疾病又は傷病等の状況から受講期間修了後ただちに就職活動を行うことは困難と判断される者
- (3) 就職する日が決まっている者又は就職内定を受けている者

- 4 求職者向けライセンスの交付を受けた受講者が、受講期間中に鳥取県内に就職したときは、第2項(2)の規定にかかわらず、オンライン学習を継続することができる。

(対象となる学習)

第9条 企業向け事業の対象となる学習は、前条第1項の企業向けライセンスの交付対象となる企業が行うものであって、次の各号のいずれにも該当する学習とする。

- (1) 自社の業態転換、事業多角化及びDXの推進等に県内企業の今後の事業展開に資する学習であること。
- (2) 自社の業務を行う上で必要となる知識、技術及び技能の習得に資する学習であること。
- (3) 計画的に行われる学習であること。

2 求職者向け事業の対象となる学習は、前条第2項の求職者向けライセンスの交付対象となる者が行うものであって、次の各号のいずれにも該当する学習とする。

- (1) 就職やキャリアチェンジに資する学習であること。
- (2) 自分自身のキャリア形成を行う上で必要となる知識、技術及び技能の習得に資する学習であること。

(受講者の募集)

第10条 企業向けライセンスの交付を希望する企業の募集に当たっては、次のとおりとする。

- (1) ライセンス交付に関する募集は、産業人材課で実施する。
- (2) ライセンス交付に関する応募先は、産業人材課とする。
- (3) 1事業者あたりのライセンス交付数は、下限を2、上限を3とする（うち1つは、グループ管理者用とする）。ただし、受講する従業員が1人であり、かつ、当該者がグループ管理者となる場合この限りでない。
- (4) ライセンス交付を希望する企業は、企業向けオンライン学習受講申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、申請することとする。

2 募集期間その他受講企業の募集に関することについては別途定めることとする。

3 求職者向けライセンスの交付を希望する求職者の募集に当たっては、次のとおりとする。

- (1) ライセンス交付に関する募集は、産業人材課で実施する。
- (2) ライセンス交付に関する応募先は、サポート事業者とする。
- (3) 求職者1人あたりのライセンス交付数の上限は1とする。
- (4) ライセンス交付を希望する求職者は、求職者向けオンライン学習受講申請書（様式第2号）に必要事項を記載し、申請することとする。

(受講者の決定)

第11条 産業人材課は、企業向けライセンスの交付申請を受けた際は、募集期間を定めている場合は募集期間終了後速やかに、募集期間を定めない募集の場合は、交付申請書の受理後速やかに

申請内容が本要領に合致しているかを審査し、受講の可否について申請企業に様式第3号により通知する。

- 2 企業向けライセンスについて、交付できるライセンス数を超える数の交付申請があった場合は、希望ライセンス数をなるべく多くの企業が受講できるよう調整した上で先着順に交付する。
- 3 サポート事業者は、求職者向けライセンスの交付申請を受けた際は、募集期間を定めている場合は募集期間終了後速やかに、募集期間を定めない募集の場合は、交付申請書の受理後速やかに申請内容が本要領に合致しているかを審査し、受講の可否について申請者に様式第4号により通知する。
- 4 求職者向けライセンスについて、交付できるライセンス数を超える数の申請があった場合は、先着順に交付する。
- 5 求職者向けライセンスの交付に関する審査は、サポート事業者で行うこととする。

(キャリアコンサルティングの実施及びラーニングパスの作成)

第12条 サポート事業者は、求職者向け事業の受講者が決定したときは、速やかに当該者に対し、キャリアコンサルティングを行うこと。

- 2 キャリアコンサルタントは、月1回以上の頻度を目安にキャリアコンサルティングを行うこと。
- 3 サポート事業者は、申請内容やキャリアコンサルティングに応じて、受講者ごとにUB内の学習管理システムを活用し、ラーニングパスを作成すること。

(UBの受講方法等)

第13条 受講ライセンスの交付が決定したときは、総合管理者又はグループ管理者から受講者に対し、UBのアカウント登録の招待メールを送付し、受講者が氏名、メールアドレス、パスワードを登録する。

- 2 グループ管理者は、割り当てられた受講ライセンス数を超えて、アカウント登録をさせてはならない。
- 3 受講アカウントは、原則、受講者の責任において管理することとし、第三者に譲渡し、又は利用させてはならない。
- 4 受講者は、パスワードを紛失したときは、総合管理者及びグループ管理者へ速やかに連絡しなければならない。
- 5 その他受講に当たって必要な事項については、オンライン学習受講マニュアル、Udemy利用規約その他Udemy社が提示する条件に定めるとおりとする。

(受講の中止等)

第14条 企業向け事業の受講企業は、自社の都合により受講を中止又は大幅に変更する必要があるときは、県に対して、中止又は変更する内容及び理由を記載した書面により、速やかに申し出なければならない。

- 2 求職者向け事業の受講者は、個人の都合により受講を中止又は大幅に変更する必要があるときは、サポート事業者に対して、中止又は変更する内容及び理由を記載した書面により、速やかに申し出なければならない。
- 3 サポート事業者は、求職者向け事業の受講者から前項の申し出を受けたときは、速やかに県に報告しなければならない。

(報告書の提出)

第15条 企業向け事業の受講企業は、受講期間が終了したときは、受講期間を終了した日の翌日から起算して10日を経過する日までに企業向けオンライン学習受講報告書(様式第5号)を作成し、県に提出しなければならない。

- 2 求職者向け事業の受講者は、受講期間が終了したときは、受講期間を終了した日の翌日から起算して10日を経過する日までに求職者向けオンライン学習受講報告書(様式第6号)を作成し、サポート事業者に提出しなければならない。

(効果検証及び成果の普及)

第16条 県は、学習管理システム及び報告書等の結果について評価を行うとともに、一定期間経過後、受講企業、サポート事業者及び受講者に対しアンケートやヒアリングを行うなどにより、事業効果の把握に努めるものとする。

2 県は、前項により把握した事業効果のうち、高い効果があったと認められる案件について、インターネット等により広く情報提供し、成果の普及に努めるものとする。

3 受講企業、サポート事業者、受講者は、県が行うアンケートや成果の情報提供等に可能な限り協力するよう努めることとする。

(その他)

第17条 要領に定めるもののほか、本ライセンスの交付等について必要な事項は産業人材課長が定めることとする。

附則

1 この要領は、令和3年7月2日から施行する。

2 サポート事業者がサポート業務のために必要となるライセンスについては本要綱とは別に定めることとする。

附則

1 この要領は、令和3年9月24日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和4年4月22日から施行する。